

平成23年度第13回経営戦略会議 会議結果の概要

- 開催日時 平成24年1月10日(火)午後3時～午後5時21分
- 開催場所 本庁東庁舎4-2会議室
- 出席者 市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、産業観光部長、都市整備部長、健康福祉部長、上下水道部長、教育部長、病院事務部長
- 審議事項
 - 1 消防本部庁舎建設及び倉田山公園整備に伴う社会資本総合整備計画作成について <消防本部・都市整備部>
 - 2 内宮周辺駐車場の有料化整備について(その6) <都市整備部>
 - 3 山田町(岩手県)への支援について <都市整備部>
 - 4 共同汚水処理施設修繕工事補助金の新設について <環境生活部>

審議事項

1 消防本部庁舎建設及び倉田山公園整備に伴う社会資本総合整備計画作成について <消防本部・都市整備部>

概要

消防本部庁舎建設及び倉田山公園整備に際し、国土交通省の支援を受けるため、社会資本整備総合整備計画の作成を行いたいことから、以下の計画案について、審議を行った。

また、計画案を踏まえ、倉田山防災拠点「防災センター」の施設規模・機能等について、審議を行った。

(1) 計画の名称

伊勢市における東海地震、東南海・南海地震等大規模災害に備えた防災まちづくりの推進

(2) 計画期間

平成24年度～平成28年度(5年間)

(3) 整備計画作成のポイント

- ① 倉田山公園整備を交付金対象事業とすること
- ② 消防本部庁舎建設並びにその関連事業を可能な限り交付金対象事業とすること
- ③ 防災対策に関する事業を交付金対象事業とすること

(4) 検討している交付金対象事業

A 基幹事業

- ①都市防災総合推進事業(災害危険度判定調査)
 - ・排水機場災害危険度判定調査
 - ・避難困難地区等調査
- ②都市防災総合推進事業(住民等のまちづくり活動支援)
 - ・自主防災組織等地域住民主体の避難訓練実施支援
 - ・地域防災マップ等作成支援
- ③都市防災総合推進事業(地区公共施設等整備)
 - ・避難所整備(小中学校)
 - ・倉田山防災拠点の整備 …等
- ④倉田山公園整備事業
 - ・公園管理施設・修景施設の整備

B 効果促進事業

- ①伊勢市防災センター整備
 - ・消防本部庁舎及び訓練等
 - ・防災資機材
- ②地域防災隊のリーダー育成
- ③備蓄物資の整備(資機材等)
- ④防災情報通信ネットワーク
 - ・防災行政無線の整備(移動系)
 - ・防災消防行政無線の整備(活動波)

【結論】 消防本部庁舎建設及び倉田山公園整備については、社会資本整備総合整備計画として、進めることと決定した。また、消防本部及び防災センターの施設規模・機能等については、継続協議とする。

《主な意見・補足等》

(1) 社会資本整備総合整備計画案について

- ・計画案の変更は可能なのか？
⇒可能である。
- ・本メニューの交付率は？
⇒事業によって違いがあるが、ハード事業1/2、ソフト事業1/3である。

(2) 消防庁舎及び防災センターの施設規模・機能等について

- ・防災センターの規模を検討する際に、設置するかどうかの判断を要する施設にはどのようなものがあるのか？

- ⇒大災害時におけるボランティアの受入拠点、体験学習施設、物資備蓄スペースなどが挙げられる。
- ・防災センター内の体験学習施設についての必要性は？
⇒防災意識を高めるために、防災に対する体験学習を充実させたいと考えている。
ほとんどの小中学校が体験(見学)に来ると考えている。
 - ・備蓄倉庫のスペースを検討する際に、勘案した要素は何か？
⇒避難者数、避難物資の種類・量を勘案した。
 - ・消防庁舎における事務室のあり方について、例えば、一人当たりの占有面積などの基準等があるのか？ 基準等があるのであれば、それを上回る部分については整理が必要である。
⇒部内ワーキンググループにおいて検討した。基準等については、確認する。ただし、一般の事務スペースよりも広めにしたいと考えている。
 - ・災害対策本部の第2指令塔としての機能を持ち合わせるのか？ その場合における御園総合支所の第2指令室は、どうするのか？
⇒現在、災害時における第2通信指令室を、御園総合支所に設置しているが、津波被害等を想定し、消防本部に変更したいと考えている。
また、ボランティア活動拠点についても、ハートプラザみそのを拠点としているが、御園総合支所と同様、津波被害等を想定し、防災センターへ変更したい。
 - ・防災センターの屋上の利活用について、どのように考えているか？
⇒ヘリポートは、想定しない。署員の訓練所や、太陽光発電の設置を検討している。
 - ・自家発電の設置について、どの程度の能力を持ち合わせる必要があると考えているのか？
⇒防災センター及び消防庁舎双方に設置したい。3日間使用できるだけの燃料を確保しておきたい。

資料 ・付議事項書

2 内宮周辺駐車場の有料化整備について(その6)〈都市整備部〉

概要

内宮前の駐車場については、神宮と協議し、土地を無償で借受け市が運用(収入は市の収益)をすることになったことから、以下の点について、審議を行った。

(1) 駐車場の名称について

伊勢市宮内宮前(第1～第4)駐車場

(2) 料金設定について ※宇治駐車場と同じ

料金: 1時間無料、1時間を超え2時間まで500円(ただし、午後5時から午前7時までに入庫した場合は100円)、以降30分毎に100円加算。

有料対象車両: 普通自動車(サイドカー含む)

(3) 駐車回数券について ※宇治駐車場と共通とする

100円券100枚を9,000円で販売

(4) 運用について

- ・第1駐車場: 普通自動車 入庫出庫とも24時間
- ・第2駐車場: 普通自動車、バス併用 入庫は7～19時
- ・第3駐車場: バス専用 入庫出庫とも24時間
- ・第4駐車場: 普通自動車 入庫は7～19時
- ・枠外 : 二輪車

(5) 思いやり駐車場の設置について

第4駐車場に障がい者・疾病のある方、妊娠されている方、乳児を連れている方の駐車場としたい。(幼児連れ、高齢者は検討)

(6) 供用開始について

平成24年7月予定

(7) 条例の議会提出時期

平成24年3月議会

【結論】 上記内容のとおり、整備を進めることとする。

《主な意見・補足等》

- ・「思いやり駐車場」の発想については、三重県が発信元でもあり、積極的に情報発信していきたい。
- ・第2駐車場のバスゲートは、普通車用と同じ箇所に設置するのか？
⇒バスゲートは設置せず、現在の入口に移動式の柵を置いて対応する。

資料 ・付議事項書

3 山田町(岩手県)への支援について<都市整備部>

概要

平成 23 年3月 11 日の東日本大震災で被災した山田町(岩手県)から「いせ市民活動センター」を通じ、暖房機器(エアコン)の支援要請があった。このことを受け、宇治山田港旅客ターミナル施設の再利用品の中で、使用予定のないマルチエアコンを譲与することについて、審議を行った。

- ◆物件 マルチエアコン(エアコン本体 7 台、室外機1台)
- ◆金額 3,598,726 円(設計額)
- ◆運搬・取付 山田町(岩手県)
- ◆その他 伊勢市財産条例第7条第1号の規定に基づき他の地方公共団体に譲与する。

◇ 伊勢市財産条例

(物品の譲与又は減額譲渡)

第 7 条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。

【結論】 岩手県山田町を支援するために、マルチエアコンを譲与する。

《主な意見・補足等》

- ・山田町では、どこで使用するのか？
⇒避難所で利用する、と聞いている。
- ・伊勢市内の小中学校で活用することも検討したが、当該機器の特性上、効率が悪い。

資料 ・付議事項書

4 共同汚水処理施設修繕工事補助金の新設について<環境生活部>

概要

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市内の共同汚水処理施設の修繕工事費用の一部を補助する提案がなされ、補助制度として創設するかどうかについて、審議を行った。

主な内容は、以下のとおりである。

- ◆対象施設：水質汚濁防止法に基づく指定地区特定施設である201人槽以上の住居用の浄化槽で、住民組織が管理運営している施設。現時点での対象施設数は、9箇所。
- ◆経緯：平成23年7月20日付けで、大倉うぐいす台自治会・ふじが丘自治会・辻久留台自治会の3自治会より要望書の提出があった。
- ◆国交付金：501人槽以上の浄化槽であれば、地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)の対象となる。
- ◆要望及び伊勢市案の補助内容

	交付対象事業費の下限	補助金の限度額	補助割合
要望	1件当たり50万円以上	300万円	1/2
市案	1件当たり30万円以上	300万円	1/3

【結論】 継続協議とする。

《主な意見・補足等》

- ・県内では、津市が同種の補助制度を設けている。
- ・津市の補助概要は？
⇒1件当たり30万円以上で、補助限度額が500万円、補助割合が1/3である。
- ・毎年度、修繕した場合は、毎年度、補助の対象となるのか？
⇒対象とする。
- ・先進的に取組む必要がある事業(補助)なのか？
⇒適正な管理を行うためには必要である。
- ・毎年度の修繕が対象となるのであれば、補助金の限度がなくなってしまうことになり、財政出動が厳しくなることが考えられる。累計額の制限等を設け、歯止めが必要である。

資料 ・付議事項書